

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

# 県道だより

第13号 発行：平成18年11月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室  
TEL (082) 820-1536  
FAX (082) 820-1523  
E-mail: sanken@town.saka.hiroshima.jp

## 県道進捗状況

現在の県道事業の進捗状況をお知らせします。

### 1 - 2工区

#### 「用地測量継続実施中」

1 - 2工区については、たいへん多くの方にご協力いただき、用地測量を実施することができました。引き続き、未実施の土地についても、皆様のご協力をいただきながら、境界立会や用地測量を実施していきます。

また、境界立会が終了した土地については、現在、確定した境界に基づいて測量を行い、ご協力いただく用地や残地の面積などを算出しています。詳細な図面などができ次第、情報提供させていただく予定です。



### 1 - 1工区

#### 「今年度内に用地測量に着手」

1 - 1工区の用地測量については、平成18年度内の着手に向け、その準備作業を進めています。

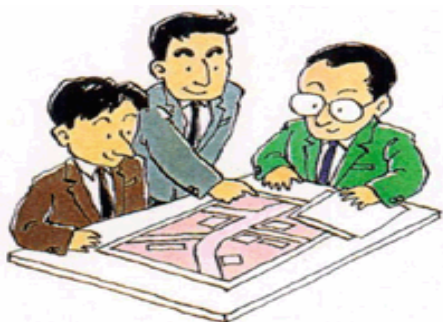
現在は、起業地及びそれに隣接する土地について、所有者や公図など詳細な土地調査を実施しています。

後日、関係地権者の方を訪問し、詳細について説明させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

### 総頭川より上流

#### 「しばらくお待ち下さい」

現在は、より整備効果が高い1工区から用地測量を実施しています。総頭川より上流区間の関係地権者等の方については、しばらくお待ちください。



# Q & A

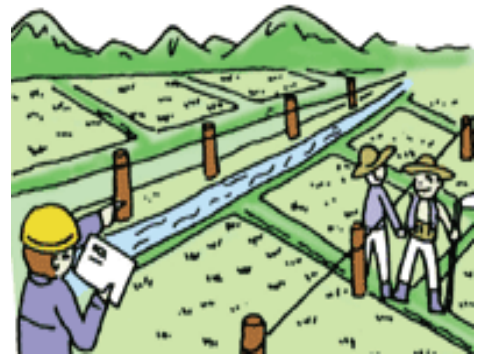
**Q** 隣接土地所有者の境界確認がないと、自分の土地の境界は確定しないのですか？

**A** 自分の土地の境界を確定するためには、現地で隣接土地所有者との立会による確認同意が必要です。

一般的に土地を取得・管理・処分などする上で、境界の確認は不可欠であり、土地をお持ちの方であれば、隣接土地所有者から境界確認の依頼を受けられた方もあると思います。また今後も、自分の土地を分筆する場合や塀・石積みなどを設置する場合には、隣接土地所有者の方に境界確認をお願いすることもあると思います。

このように、相隣関係は『お互い様』で成り立っていることがたくさんあり、相互の譲り合いと、お互いの権利を認め合うことにより、良好な関係を保っていくことが望まれています。

県道事業に伴う境界確認に立ち会うということは、用地買収に応じるということではありませんが、事業に対する思いはそれぞれですし、移転を強いられ、痛みを伴う地権者のお気持ちも十分に察しますので、町としても、そういった方々のご理解とご協力をいただけるよう、また、県道の早期整備を望まれる方々のためにも、誠意をもって対応させていただき、県道事業へのご理解とご協力をいただきたいと思います。



**Q** 私の家は、築50年を超えています。また、高齢者世帯なので補償金に追い銭をして家を建て替えることができません。

家も古いので補償は少ないと思いますが、補償金だけで生活再建できるのか不安です。

**A** 建物の補償は、柱の大きさや材質などを調べる「物件調査」を行わないと詳細が分かりません。詳細な情報により生活再建について検討していただけるよう、用地測量に引き続き、物件調査を行う予定です。

関係地権者等の方に納得して移転していただけるよう、誠心誠意対応させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、県内において、これまで多くの方々にご協力をいただき、道路事業が実施されていますが、その中で、ご質問に類似した事例についても、無事に生活再建されており、生活再建できなかったという事例はありません。

